

区長報告第六号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十七年九月十日

港区長 武井雅昭

記

平成二十六年六月二十七日議決を得た工事請負契約（（仮称）田町駅東口北地区保育園整備等工事）の契約金額「九億九千二百三十万四千円」を「十億四百二十一万九千四百二十四円」に変更する。

区長報告第七号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十七年九月十日

港区長 武井雅昭

記

平成二十六年十二月十八日議決を得た工事請負契約（港区営住宅シテイハイツ六本木等整備工事）の契約金額「三十五億六千四百万円」を「三十五億七千二百七十万二千六百四十円」に変更する。

区長報告第八号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十七年九月十日

港区長 武井雅昭

記

平成二十六年十二月十八日議決を得た工事請負契約（港区営住宅シテイハイツ六本木等整備に伴う電気設備工事）の契約金額「二億二千八百三十八万四千円」を「二億三千十一万三千八百七十二円」に変更する。

区長報告第九号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十七年七月十日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十七年九月十日

港区長 武井雅昭

記

平成二十七年三月十七日議決を得た工事請負契約（港区営住宅シテイハイツ六本木等整備に伴う機械設備工事）の契約金額「三億三千九十一万二千元」を「三億三千二百四十三万四千八百円」に変更する。

区長報告第十号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、和解について平成二十七年八月六日次のとおり処分したので、同法同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十七年九月十日

港区長 武井雅昭

記

一 件 名 清掃車の交通事故に係る和解

二 事件の要旨

平成二十七年五月二十九日、港区六本木五丁目十一番先の都道環状三号線道路上において、相手方（以下「甲」という。）所有の乗用車が清掃車に追突した交通事故（以下「本件事故」という。）により、当該清掃車が損傷した。

三 和解条項

甲及び港区（以下「乙」という。）間で協議し、和解の合意に達したので、本件事故の処
理について、次のとおり和解した。

(一) 甲は、乙に対し、四十二万円の支払義務があることを認める。

(二) 乙は、その余の請求を放棄する。

(三) 甲と乙は、甲と乙の間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの
債権債務のないことを相互に確認する。

議案第五十六号

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例の一部を改正する条例

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成二十七年港区条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「特定個人情報の利用（第十二条―第十五条）」を「個人番号の利用範囲並びに特定個人情報の利用及び提供（第十一条の二―第十五条の二）」に改める。

「第四章 特定個人情報の利用」を「第四章 個人番号の利用範囲並びに特定個人情報の利用及び提供」に改める。

第四章中第十二条の前に次の一条を加える。

(個人番号の利用範囲)

第十一条の二 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる実施機関が行う同表の下欄に掲げる事務、別表第二の上欄に掲げる実施機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び区長又は教育委員会が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。

2 別表第二の上欄に掲げる実施機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用することができ、同表の中欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用することができ、ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステム(法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。次項において同じ。)を使用して他の個人番号利用事務実施者(同条第十二項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。次項において同じ。)から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 区長又は教育委員会は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって当該実施機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第二項の規定により特定個人情報を利用することができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第四章中第十五条の次に次の一条を加える。

(特定個人情報の提供)

第十五条の二 法第十九条第九号の規定により条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる情報照会機関が同表の第二欄に掲げる事務を処理するため、同表の第三欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

付則の次に別表として次の三表を加える。

別表第一(第十一条の二関係)

実施機関	事務
一 区長	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付に係るサービスの利用者負担額を助成し、又は軽減する事業に関する事務であつて区規則で定めるもの
二 区長	港区心身障害者福祉手当条例(昭和四十八年港区条例第十五号)による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であつて区規則で定めるもの
三 区長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法

十三 区長	十二 区長	十一 区長	十 区長	九 区長	八 区長	七 区長	六 区長	五 区長	四 区長	
港区子ども医療費助成条例（平成四年港区条例第四十三号）による医療費の助	港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であつて区規則で定めるもの	港区女性福祉資金貸付条例（昭和五十年港区条例第十八号）による資金の貸付	港区児童育成手当条例（昭和四十六年港区条例第三十号）による児童育成手当の支給に関する事務であつて区規則で定めるもの	健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康増進事業に加えて区が実施	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の被保険者に	生活保護法による保護等に加えて実施する援護に関する事務であつて区規則で	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）	在宅の重症心身障害者及び重症心身障害児に対する通所の方法により行う支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付及び地域生活支援事業にサービスを付加する事業に関する事務であつて区	（昭和二十三年法律第六十四号）による障害児通所給付費等に係る利用者負担額を軽減する事業に関する事務であつて区規則で定めるもの

別表第二（第十一条の二関係）

<p>十四 区長</p>	<p>成に関する事務であつて区規則で定めるもの</p>
<p>十五 教育委員</p>	<p>港区立住宅条例（平成六年港区条例第二十一号）による区立住宅の管理に関する事務であつて区規則で定めるもの</p>
<p>一 区長</p>	<p> 介護保険法による保険給付に係るサービスの利用者負担額を助成し、又は軽減する事業に関する事務であつて区規則で定めるもの </p> <p> 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七條第四号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律第二百二十六号）の規定による算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、生活保護法（以下「生活保護法」という。）、生活保護金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国のため中国人等の残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する情報（以下「支援関係情報」という。）、中国残留邦人等に対する生活保護法による生活保護法による生活保護に準ずる </p> <p> 特定個人情報 </p>

<p>三 区 長</p>	<p>二 区 長</p>	
<p>障 害 者 の 日 常 生 活 に 支 援 す る に 関 する 事 務 に 関 する 規 則</p>	<p>障 害 者 の 日 常 生 活 に 支 援 す る に 関 する 事 務 に 関 する 規 則</p>	
<p>住 民 票 関 係 情 報 、 障 害 者 関 係 情 報 、 障 害 者 関 係 情 報 、 障 害 者 関 係 情 報</p>	<p>住 民 票 関 係 情 報 、 障 害 者 関 係 情 報 、 障 害 者 関 係 情 報 、 障 害 者 関 係 情 報</p>	<p>関 係 情 報 、 障 害 者 関 係 情 報 、 障 害 者 関 係 情 報</p>

十三 区長	十二 区長	十一 区長	十 区長	九 区長	
法別表第一の九の項に定め	の であつて区規則で定めるもの る児童福祉法に定める事務 法別表第一の七の項に定め	あ 住宅の管理に定める事務で 住宅の管理に定める事務で 港区立住宅条例による区立	め る事務であつて区規則で定 る事務であつて区規則で定 る事務であつて区規則で定 る事務であつて区規則で定	も 務であつて区規則で定める事 務であつて区規則で定める事 務であつて区規則で定める事 務であつて区規則で定める事	め る事務であつて区規則で定 る事務であつて区規則で定 る事務であつて区規則で定 る事務であつて区規則で定
住民票関係情報、生活保護	て 区規則で定めるもの 護邦人等支給付等関係情報、 留邦人等支給付等関係情報、 地方税関係情報、生活保護	則 で定めるもの 育成手当の支給に関する情報 童成手当の支給に関する情報 いう。又は港下児童養育手 す。情報（以下「児童養育手 百三十八号）による児童養育 報、児童扶養手当（昭和三十 報、外国人生活保護関係情報 関係情報、中国残留邦人等 住民票関係情報、地方税関係	保 留邦人等支給付等関係情報 保護関係情報であつて区規則 住民票関係情報、生活保護 留邦人等支給付等関係情報、 住民票関係情報、生活保護	定 めは国民健康保険関係情報 又は国民健康保険関係情報 又法関係情報、特別児童扶 社法関係情報、特別児童扶 係法関係情報、特別児童扶 係法関係情報、特別児童扶 定めは国民健康保険関係情報	則 報又は外国人生活保護関係 関係情報、中国残留邦人等 報又は外国人生活保護関係 関係情報、中国残留邦人等

<p>十八 区長</p>	<p>十七 区長</p>	<p>十六 区長</p>	<p>十五 区長</p>	<p>十四 区長</p>	
<p>に十八定法 関八め別 する年る表 事務法律老 であ百社第 つて三十一 区三昭和の 規号三項に</p>	<p>定す定法 めるめる別 るるる表 事務務児 のの務童 ののであ あ扶 つ養 て手 区当 規則法 に項 関に</p>	<p>めるめる法 るるる表 事務国民 のの健 のの康 あ保 つて 区 規則 に 定</p>	<p>で関六め法 定する年る別 めるるる表 るるる事 務務務第 ののの百 ののの九 あ十 つ三 て号 区 規則 に</p>	<p>めるるの税 るる法に もも務律 ののに あ基 つづく て区 規則 に 定</p>	<p>のであ 児 童 福 祉 法 に 関 定 め る 事 務 も</p>
<p>健康係係地 保係情情方 険報報税 関関係係 係介外情 情報報、 報保人、 であ給生 つ付活保 て等護 区係 規則 で 定 め る も</p>	<p>る国民 もの健康 保 険 関 係 情 報 で あ つ て 区 規 則 で 定 め</p>	<p>保留地 護邦方 関人税 係等関 情支係 報援情 給付報 等関 て係 区係 規則 で 定 め る も の</p>	<p>の育護留地 成関邦方 手係人税 当情等関 関報支係 係報、援情 情児給付、 報童扶等 であ養手 つて当 区係 規則 で 定 め る も の</p>	<p>報生 であ保 つ護 て関 区係 規則 で 定 め る も の</p>	<p>関報報関 係、係、 情、外情 報、国報 で、人、 あ養生 つ手活 て当保 区関 規則 で 定 め る も の</p>

二十四 区長	二十三 区長	二十二 区長	二十一 区長	二十 区長	十九 区長	
法別表第一の五十九の項に	で関十年定法 定する年める別 る事務法律母表 の事務第百子第 のあ四十一保一 つて区号）昭の 規則に四に	めるの支定法 る事務給める別 のであに特表 つて区規児の 規則に律扶四 で関手七の 定す等項に	めるの支定法 る事務給める別 のであに特表 つて区規児の 規則に律扶四 で関手七の 定す等項に	あ寡定法 つ婦める別 て福社母表 区祉子第一 規則に及の で関び四 定する父五 る事務子並 の務びに	める法寡定法 る事務第婦める別 のであ百祉子第一 つて二十九（及 区規号）昭の 規則に三十九 で関に	則で定めるもの
生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付	険報関住 関係民 係外情票 情国報関 報人生中 活保殘 護留邦 区係人 規則等 で定又 めは る国民 の健康保	規老人福係住 則人祉法情 で福社に報 定法による障 め関係施害 る情設入所 の情報」と の報一とい う。で あ つ て 区	あ障 つ害 て者 区関 規則係 で情 定報 め又 るは の国民 健康保 険関係 情報で	つ等生 て関活 区係保 規則護 で又係 定は情 め外報 る国、 の人生 活保 護関 係情 報であ	で報報関住 定又は外情民 めるは外国報票 る児童人生中国 の扶養生活保殘 の当護留邦 関係情報、地 係情報、方 情報、税 報、支 であ障害者関 つて区規係情 則情	の

別表第三（第十五条の二関係）

二 教育委員会	一 区長	情報照会機関	学校教育法による就学に	生活に困窮する外国人に 対する生活保護法による 保護に準ずる措置に関する 事務であつて区規則で 定めるもの	事務	区長	教育委員会	情報提供機関	住民票関係情報、地方税関係	学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）による医療に要する費用についての援助に 関する情報（以下「学校保健安全法関係情報」という。） であつて区規則で定めるもの	特定個人情報
二十六 区長	二十五 区長		あつて区規則で定めるもの 百四号（平成十年法律第 百四号）に する法律（平成十年法律第 百四号）に 症の患者に める感染症の予防及び感 法別表第一の七十の項に 別表第一の七十の項に定	事務であつて区規則で定め るもの	法別表第一の六十の項に 定める介護保険法に 定めたあつて区規則で定め	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付 生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付 健康保険関係情報、外国人生活保護関係情報、国民 報であつて区規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護 関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報 報、外国人生活保護関係情報、国民健康保険 関係情報又は後期高齢者医療関係情報であつ	等関係情報、外国人生活保護関係情報、障害 者関係情報又は介護保険給付等関係情報であ つて区規則で定めるもの			

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

付 則

<p>五 区長</p>	<p>四 教育委員会</p>	<p>三 区長</p>	
<p>規則で定めるもの に自邦にのに法 関立人永円に定 するの等住滑め 事務の支及帰な 務に援及び国帰 であに特したの つる配中促 て法者残進 区律の留並 等項</p>	<p>規則で定めるもの に定する事務であつて区 に定める学校の保健安全法 に定める事務であつて区 法別表第一の二十七の項</p>	<p>定める事務であつて区規則で 定める生活保護法に 法別表第一の十五の項に</p>	<p>必要な経費の援助に 定めるものあつて区規則で</p>
<p>教育委員会</p>	<p>区長</p>	<p>教育委員会</p>	
<p>学校保健安全法関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	<p>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、児童福祉関係情報、又は児童養</p>	<p>学校保健安全法関係情報であつて区規則で定めるもの</p>	<p>情報、生活保護関係情報、又は児童養護関係情報であつて区規則で定めるもの</p>

（説 明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）に基づき、区における個人番号を利用することができる事務等を定めるため、本案を提出いたします。

議案第五十七号

港区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区事務手数料条例の一部を改正する条例

港区事務手数料条例（昭和三十三年港区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十七号を第十八号とし、同条第十六号中「（印鑑登録証を兼ねるものを含み、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項の規定に基づく住民基本台帳カード（以下「住民基本台帳カード」という。）で自動交付機カードを兼ねるものを除く。以下同じ。）」を削り、同号を同条第十七号とし、同条第十五号の次に次の一号を加える。

十六 印鑑登録証の交付

第三条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 印鑑登録証の交付については、一件につき五十円とする。

第三条第二項第二号中「謄抄本等」の下に「、印鑑登録証」を加える。

第六条の三中「第三条第一項第三号」の下に「及び第四号」を加え、「自動交付機カード」を「印鑑登録証及び自動交付機カード」に改める。

別表九の項中「住民基本台帳法」の下に「（昭和四十二年法律第八十一号）」を加え、同表十の項を次のように改める。

<p>十 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報等の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号。次項において「省令」という。）</p>	<p>通知カードの再交付手数料</p>	<p>一件につき 五百円</p>	<p>再交付申請のとき。</p>
<p>として区規則で定める場合を除く。）</p>			

別表に次のように加える。

<p>十一 省令第二十八条第一項の規定に基づく個人番号カードの再交付（再交付がや</p>	<p>個人番号カードの再交付手数料</p>	<p>一件につき 八百円</p>	<p>再交付申請のとき。</p>
--	-----------------------	------------------	------------------

むを得ないものとして区規則で定める場合を除く。）

付 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

（説 明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の施行等に伴い、通知カード、個人番号カード及び印鑑登録証の再交付手数料を新設するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第五十八号

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例（平成十一年港区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項の表に次のように加える。

港区立桜田公園自転車駐車場	東京都港区新橋三丁目十六番十五号	自転車
港区立広尾駅自転車駐車場	東京都港区南麻布五丁目一番二十五号	自転車
港区立麻布十番駅自転車等駐車場	東京都港区麻布十番一丁目四番十四号	自転車等

付 則

(施行期日)

1 この条例は、各規定につき、区規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 港区立桜田公園自転車駐車場、港区立広尾駅自転車駐車場及び港区立麻布十番駅自転車等駐車場の利用に係るこの条例による改正後の港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第十九条の規定による区長の承認は、第十五条第二項の表に次のように加える改正規定の施行の日前においても行うことができる。

3 港区立桜田公園自転車駐車場、港区立広尾駅自転車駐車場及び港区立麻布十番駅自転車等駐車場について、区長は、改正後の条例第十九条の規定による承認を行った日から改正後の条例第三十三条第二項の規定により指定管理者を指定するまでの間、改正後の条例別表第二に定める額の範囲内において、区長が定める使用料を徴収する。

4 前項の場合にあつては、改正後の条例第二十一条第一項、第五項及び第六項、第二十二條並びに第二十三条の規定を準用する。この場合において、改正後の条例第二十一条第一項中「第三十三条第二項の規定による指定を受けた者(以下この条から第二十三条までにおいて「指定管理者」という。)」とあるのは「区長」と、「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、第二十一条第五項中「指定管理者」とあるのは「区

長」と、「利用料金を毎月末日までに、一時利用の場合については所定の利用料金を利用を開始するとき」とあるのは「使用料を毎月末日」と、同条第六項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第二十二条中「指定管理者」とあるのは「区長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第二十三条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「区長」と読み替えるものとする。

(説明)

桜田公園自転車駐車場、広尾駅自転車駐車場及び麻布十番駅自転車等駐車場を設置するため、本案を提出いたします。

議案第五十九号

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成三年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区整備計画の項中「（平成二十七年東京都告示第百九十八号）」を「（平成二十七年東京都告示第九百七十五号）」に改め、同表田町駅東口北地区地区整備計画の項の次に次のように加える。

竹芝地区地区整備計画

都市計画法第二十条第一項の規定により告示された竹芝地区地区計画（平成二十七年港区告示第八十一号）のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第一に次のように加える。

虎ノ門駅南地区地区整備計画

都市計画法第二十条第一項の規定により告示された虎ノ門駅南地区地区計画（平成二十七年東京都告示第九十四号）のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第二環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区整備計画の項中「横断歩道橋の部分」を「横断

歩道橋、歩行者デッキ、地下歩行者通路出入口及びこれらに設置される屋根、庇、柱、壁その他これらに類するもの」に、

IV 街区	V 街区	VII 街区
風営法第二条第一項第七号及び第八号並びに同条第五項のいずれかの用に供する建築物		
計画図に示す壁面の位置の数値（敷地面積が二百五十平方メートル未満であるものを除く。）ただし、歩行者の安全性及び快適性を確保するために必要なる庇	計画図に示す壁面の位置の数値（敷地面積が二百五十平方メートル未満であるものを除く。）ただし、歩行者の安全性及び快適性を確保するために必要なる庇その他これらに類するもの並びに壁面緑化のための施設を除く。	
八都府特別区及び特別市（以下「市」という。）の区域に於て、本法第三十條第一項第一号に規定する建築物の再建築に關するもの。	八都府特別区及び特別市（以下「市」という。）の区域に於て、本法第三十條第一項第一号に規定する建築物の再建築に關するもの。	

を

VII 街区	V 街区 （V 街区 を除く。）	V 街区 — V 街区	
	風営法第二條第一項第七号及び第八号に掲げる風俗営業並びに同条第五項に規定する営業の用に供する建築物	一 建築物の地上階部分を次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物（エントランス、廊下、階段、管理諸室等）の共用の部分及び自動車庫その他用途上やむを得ない部分を除く。 （一）飲食店 （二）展示場その他これに類するもの （三）郵便局、銀行の支店、美容院、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 （四）風営法第二條第一項第七号及び第八号に掲げる風俗営業並びに同条第五項に規定する営業の用に供する建築物	
		千 方 — メ 平 ル	
他の並に類するもの並びに壁面緑化のため施設を除く。	計画図に示す壁面の位置の数値（敷地面積が二百五十平方メートル未満であるものを除く。）ただし、歩行者の安全性及び快適性を確保するために必要な庇その他これに類するもの並びに壁面緑化のため施設を除く。	計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の安全性及び快適性を確保するために必要な庇その他これに類するもの並びに壁面緑化のため施設を除く。	他の並に類するもの並びに壁面緑化のため施設を除く。
よめ第二さは建限て築区特く一三別都ル八 る六条は築りは物域別都市。十 。高号第、物で、に内地市に六置再たメ さに一令のなこの区再基条法生だト に定項第高いのい建の生づ第第特、		よめ第二さは建ル八 る六条は築十 。高号第、物、メ さに一令の、ト に定項第高	よめ第二さは建りは物 る六条は築で、に 。高号第、物なこの さに一令のい に定項第高。限て

に
改
め、

(説明)

この条例は、公布の日から施行する。

付則

B 街 区	
一 地上三階から地下一階までの床面積の合計のうち、次に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートル未満の建築物 （三）飲食店、郵便局、銀行の支店、美容院、貸衣装屋その他これらに類するサービス営業を営む店舗 二 風営法第二條第一項第七号及び第八号に掲げる風俗営業並びに同條第五項に規定する営業の用に供する建築物	
二平方メートル	いたな 築物敷 地の敷 地所有 権他 の権 利に 基づ き、 その 全部 を敷 地の 使用 を場 除く。
	に設ける屋根、 庇、落下防止 柵その他これ らに類するも の、地下鉄駅 出入口施設 バスターミナ ル等の公益上 必要な建築物 その他これら に類するもの、 教会、建築物 の出入口の上 部に位置する 庇の部分並び に給排気施設 の部分を除く。

環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画の都市計画決定の変更並びに竹芝地区地区計画及び虎ノ門駅南地区地区計画の決定に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第六十号

港区住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

港区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成十八年港区条例第十八号）は、廃止する。

付 則

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に交付されている行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十四第一項に規定する住民基本台帳カードの利用については、この条例による廃止前の港区住民基本台帳カードの利用に関する条例（第三条の規定を除く。）は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（説明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行による住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部改正に伴い、住民基本台帳カードが廃止されるため、本案を提出いたします。

議案第六十一号

港区印鑑条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区长 武井雅昭

港区印鑑条例の一部を改正する条例

港区印鑑条例（昭和五十年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第二項とする。

第九条第一項中「印鑑登録証として、登録番号を記載した自動交付機カード」を「印鑑の登録を受けている旨を証するカード（以下「印鑑登録証」という。）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 印鑑登録証には登録番号を記載する。

第九条第三項を削る。

第九条の二及び第九条の三を削る。

第十条中「（自動交付機カードによる印鑑登録証に限る。）」を削り、「き損した」を「毀損した」に改める。

第十八条第二項を削る。

第十九条中「（前条第二項に規定する者にあつては、同項の暗証番号を照合することができた場合に限る。）」を削る。

第二十条中「印鑑登録証を」を「自動交付機カード（区が設置する証明書自動交付機（証明書の自動交付を行う端末機をいう。以下同じ。））に挿入して使用するカードをいう。以下同じ。）」に改め、「又は多機能端末機（区の電子情報処理組織と通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。以下同じ。）」を削り、同条に次の二項を加える。

2 前二条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項の個人番号カードをいう。）を使用して多機能端末機（区の電子情報処理組織と通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。以下同じ。）に自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

3 前項の場合において、多機能端末機に入力する暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団

体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第五項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号とする。

第二十一条の見出しを「（自動交付機カードの交付申請等）」に改め、同条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「印鑑登録証暗証番号登録届」を「自動交付機カード交付申請書兼暗証番号登録届」に改め、「区長に」の下に「交付を申請し、」を加え、同条第四項本文中「第一項」を「第一項又は第二項」に、「印鑑登録証を」を「印鑑登録証及び自動交付機カードを」に改め、同項ただし書中「第一項の規定による届出をした印鑑登録者が、次条第一項の規定による届出をした」を「第一項又は第二項の規定による届出をした印鑑登録者が、前条第三項の暗証番号を設定した」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項」を「第一項又は第二項」に、「印鑑登録証を」を「印鑑登録証及び自動交付機カードを」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 区長は、前項の規定により印鑑登録者が本人であることを確認したときは、自動交付機カードを当該印鑑登録者に直接交付し、又は返付するものとする。

第二十一条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、印鑑登録者は、既に交付を受けている自動交付機カードがあるときは、自動交付機カード交付申請書兼暗証番号登録届に印鑑登録証及び当該自動交付機カード

を添えて、暗証番号を届け出なければならない。

第二十一条の二を削る。

第二十二条第一項及び第二項中「前条第一項又は第三項」を「前条第一項、第二項又は第五項」に改め、同条第三項中「前条第四項」を「前条第六項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

（自動交付機カード印鑑登録証に関する経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の港区印鑑条例（以下「旧条例」という。）

第九条第一項又は第二項の規定により交付されている印鑑登録証（以下「自動交付機カード印鑑登録証」という。）は、当分の間、なお従前の例により使用することができる。

3 この条例の施行の際、現に自動交付機カード印鑑登録証の交付を受けている者は、印鑑登録証切替交付申請書に自動交付機カード印鑑登録証を添えて自ら区長に申請することにより、自動交付機カード印鑑登録証をこの条例による改正後の港区印鑑条例（以下「新条例」という。）第九条の規定による印鑑登録証に切り替えることができる。

4 この条例の施行の際、現に自動交付機カード印鑑登録証の交付を受けている者で旧条例第二十一条第一項の規定による届出をしているものが、新条例第二十条第三項の暗証番号を設

定した場合は、旧条例第二十一条第四項に規定する暗証番号の廃止を届け出たものとみなす。
(住民基本台帳カード印鑑登録証に関する経過措置)

5 この条例の施行の際、現に旧条例第九条第三項の規定により交付されている印鑑登録証（以下「住民基本台帳カード印鑑登録証」という。）は、旧条例第九条の三第一項又は第二項に規定する有効期間の間、なお従前の例により使用することができる。

6 この条例の施行の際、現に住民基本台帳カード印鑑登録証の交付を受けている者は、印鑑登録証切替交付申請書に住民基本台帳カード印鑑登録証を添えて自ら区長に申請することにより、住民基本台帳カード印鑑登録証を新条例第九条の規定による印鑑登録証に切り替えることができる。

7 この条例の施行の際、現に住民基本台帳カード印鑑登録証の交付を受けている者が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項の個人番号カードの交付を受けるときに住民基本台帳カード印鑑登録証を返付した場合は、前項の規定による切替交付を申請したものとみなす。

(多機能端末機による印鑑登録証明の申請等に関する経過措置)

8 印鑑登録を受けている者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第二十条第二項の規定により個人番号カードとみなされる住民基本台帳カード（住民基本台

帳カード印鑑登録証を除く。)を使用して多機能端末機(新条例第二十条第二項の多機能端末機をいう。以下同じ。)に自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。この場合において、多機能端末機に入力する暗証番号は、新条例第二十条第三項の暗証番号とする。

(説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の施行等を踏まえ、印鑑登録証として利用することができる自動交付機カードを廃止するとともに、印鑑の登録をした者に対して新たな印鑑登録証を交付するため、本案を提出いたします。

議案第六十二号

港区立認定こども園条例

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立認定こども園条例

港区立こども園条例（平成十八年港区条例第二十九号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づく認定こども園の認定を受けた保育所として、小学校就学前の子ども（以下「子ども」という。）に対する保育及び保護者に対する子育て支援を総合的に提供し、子どもの健やかな育成を図るため、港区立認定こども園（以下「認定こども園」という。）の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第二条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
港区立芝浦アイランドこども園	東京都港区芝浦四丁目二十番一号

(事業)

第三条 認定こども園は、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第二項の規定に基づく保育（以下「基本保育」という。）の実施に関する事。
- 二 基本保育を実施する時間に引き続いて行う保育（以下「延長保育」という。）の実施に関する事。
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条各号に掲げる目標を達成するために必要な保育（以下「幼児教育」という。）の実施に関する事。
- 四 幼児教育を実施する時間外に幼児教育を受けている子どもに対し行う保育（以下「預かり保育」という。）の実施に関する事。
- 五 日曜日その他区規則で定める休日（以下「休日」という。）において保育を必要とする子どもに対し行う保育（以下「休日保育」という。）の実施に関する事。
- 六 法第二条第十二項に規定する子育て支援事業の実施に関する事。

七 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(休園日)

第四条 認定こども園の休園日は、一月一日から同月三日まで及び十二月三十一日とする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休園することができる。

(入園できる者)

第五条 認定こども園に入園できる者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす子どもとする。

一 保護者が当該子どもについて子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第一項の規定により、同法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どものいずれかに該当する旨の認定を受け、かつ、港区内に居住し、又は勤務していること。

二 保護者が当該子どもについて子ども・子育て支援法第二十条第一項の規定により、同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する旨の認定を受け、かつ、子ども及びその保護者が港区内に居住していること。

(基本保育の実施)

第六条 区長は、前条に定める要件を満たす者のうち、子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもに対し、基本保育を実施す

る。

2 基本保育を実施する時間は、午前七時十五分から午後六時十五分まで（以下「基本保育時間」という。）とする。

3 区長は、基本保育を実施した子どもについて、当該子どもの扶養義務者から、子ども・子育て支援法第二十条第三項に規定する保育必要量（以下「保育必要量」という。）が一日当たり十一時間までの区分に該当する子どもにあつては別表第一に定める費用、一日当たり八時間までの区分に該当する子どもにあつては別表第二に定める費用（以下これらの費用を「基本保育料」という。）を徴収する。

4 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に属する二人以上の子どもが児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、学校教育法第一条に規定する幼稚園その他これらに準ずる施設として区規則で定める施設に入所している場合においては、当該子どものうち最年長の子ども以外の子ども（最年長の子どもが二人以上いる場合におけるそのうち一人の子ども以外の子どもを含む。）の基本保育料の額は、無料とする。

（延長保育の実施）

第七条 区長は、保護者が区規則で定める要件に該当することにより、基本保育時間に引き続いて、特に保育する必要があると認める子どもに対し、延長保育を実施する。

2 延長保育を実施する時間は、月を単位として実施する延長保育にあつては午後六時十五分

から午後七時十五分までと、日を単位として実施する延長保育にあつては午後六時十五分から午後十時までとする。

3 延長保育を利用しようとする保護者は、区長に申し込み、その承認を受けなければならない。

4 区長は、前項の規定により延長保育の利用の承認を受けた保護者から、月を単位として延長保育を実施した場合にあつては別表第三に定める費用、日を単位として延長保育を実施した場合にあつては別表第四に定める費用（以下これらの費用を「延長保育料」という。）を徴収する。

（幼児教育の実施）

第八条 区長は、第五条に定める要件を満たす者のうち、次に掲げる子どもに対し、幼児教育を実施する。

一 子ども・子育て支援法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもであつて四歳に達する日後の最初の四月一日から六歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの

二 子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもであつて四歳に達する日後の最初の四月一日から六歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの

2 幼児教育を実施する時間は、午前九時から午後二時まで（以下「教育時間」という。）とする。

3 幼児教育を利用しようとする保護者（第一項第一号に該当する子どもの保護者に限る。）は、区長に申し込み、その承認を受けなければならない。

4 区長は、前項の規定により幼児教育の利用の承認を受けた保護者から、別表第五に定める幼児教育に要する費用及び給食費（以下「幼児教育保育料」という。）を徴収する。

5 前項の規定にかかわらず、区長は、第一項第二号に掲げる子どもに係る幼児教育保育料は、徴収しない。

（預かり保育の実施）

第九条 区長は、前条第一項の幼児教育を受けている子ども（同項第一号に該当し、かつ、教育時間外に保育する必要があると認める場合に限る。）に対し、日を単位として預かり保育を実施する。

2 預かり保育を実施する時間は、午前七時十五分から午後六時十五分までとする。

3 預かり保育を利用しようとする保護者は、区長に申し込み、その承認を受けなければならない。

4 区長は、前項の規定により預かり保育の利用の承認を受けた保護者から、別表第六に定める預かり保育に要する費用及び給食費（以下「預かり保育料」という。）を徴収する。

（休日保育の実施）

- 第十条 区長は、認定こども園に入園している子ども（第五条第一号に該当する子どもに限る。）
認可保育園（児童福祉法第三十五条第三項又は第四項の規定に基づき設置された保育所をい
う。）に入園している港区内に住所を有する子どもその他これらに準ずると区長が認める子
どもであつて、休日において保育する必要があると認めるものに対し、休日保育を実施する。
- 2 休日保育を実施する時間は、午前七時十五分から午後六時十五分までとする。
- 3 休日保育を利用しようとする保護者は、あらかじめ区長に申し込まなければならない。
（子育て支援事業の実施）

第十一条 区長は、子育て支援事業として次に掲げる事業を実施する。

- 一 子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育
に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言そ
の他必要な援助を行う事業
- 二 家庭における子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、
必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- 三 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となつ
た子どもにつき、認定こども園において保護を行う事業（以下「一時保育」という。）
- 四 子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望

する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業

五 子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

(一時保育の実施)

第十二条 区長は、児童福祉法第二十四条第一項又は第二項に基づく保育の実施がされていない子どもであつて、港区内に住所を有し、かつ、一時的に保育する必要があると認めるものに対し、一時保育を実施する。

2 一時保育を実施する時間は、午前七時十五分から午後六時十五分までとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、午後十時まで一時保育を実施することができる。

3 一時保育を利用しようとする保護者は、区長に申し込み、その承認を受けなければならない。
い。

4 区長は、前項の規定により一時保育の利用の承認を受けた保護者から、別表第七に定める一時保育に要する費用(以下「一時保育料」という。)を徴収する。

(基本保育料等の納付等)

第十三条 扶養義務者又は保護者は、基本保育料、延長保育料、幼児教育保育料、預かり保育料及び一時保育料(以下「基本保育料等」という。)を、区規則で定めるところにより、納付しなければならない。

2 区長は、特別の事由があると認めるときは、基本保育料等を減額し、又は免除することができる。

(利用の取消し等)

第十四条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、延長保育、幼児教育、預かり保育又は一時保育の利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 利用目的又は利用条件に違反したとき。
 - 二 この条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は区長の指示に従わないとき。
 - 三 管理上又は教育上不相当と認めたととき。
- (指定管理者による管理)

第十五条 区長は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、認定こども園の管理運営に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- 一 第三条各号に掲げる事業に関する業務(利用の承認に係るものを除く。)
- 二 施設、付属設備及び物品の保全(軽易な修繕及び整備を含む。以下同じ。)に関する業務
- 三 施設内の清潔の保持、整頓その他の環境整備に関する業務

(指定管理者の指定)

第十六条 指定管理者としての指定を受けようとする者は、区規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切に認定子ども園の管理運営を行うことができるかと認める者を指定管理者に指定するものとする。

一 前条各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。

二 安定的な経営基盤を有していること。

三 認定子ども園の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。

四 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。

五 前各号に掲げるもののほか、区規則で定める基準

3 区長は、前項の規定による指定をするときは、効率的かつ効果的な管理運営を考慮し、指定の期間を定めるものとする。

(指定することができない法人等)

第十七条 区長は、区議会議員、区長、副区長並びに地方自治法第百八十条の五第一項に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人(以下「役員等」という。)となっている法人その他の

団体（区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人その他の団体であつて、区議会議員以外の者が役員等となつてゐるものを除く。）を指定管理者に指定することができない。

（指定管理者の指定の取消し等）

第十八条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十六条第二項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 管理運営の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。
- 二 第十六条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- 三 第二十条第一項各号に掲げる管理運営の基準を遵守しないとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理運営を継続することが適当でないときと認めるとき。

（指定管理者の公表）

第十九条 区長は、指定管理者の指定をし、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

（管理運営の基準等）

第二十条 指定管理者は、次に掲げる基準により、認定こども園の管理運営に関する業務を行わなければならない。

- 一 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
 - 二 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
 - 三 施設、付属設備及び物品の保全を適切に行うこと。
 - 四 業務に関連して取得した個人情報に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 2 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
- 一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
 - 二 業務の実施に関する事項
 - 三 業務の実績報告に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、認定こども園の管理運営に関し必要な事項

(委任)

第二十一条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第八条第三項、第十五条から第十九条まで及び第二十一条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の港区立こども園条例第八条第三項の規

定により幼児教育の利用の承認を受けている保護者は、施行日からその承認の末日までの間、この条例による改正後の港区立認定こども園条例第八条第三項の規定により幼児教育の利用の承認を受けた者とみなす。

別表第1 基本保育料（保育必要量が1日当たり11時間まで）（第6条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（子ども単位）			
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合	
		円	円	円	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。以下同じ。）を受けている者の属する世帯	0	0	0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,900	1,300	1,300
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,400	2,000	2,000
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	3,100	2,700	2,600
D	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上60,000円未満である世帯	6,700	5,600	5,600
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上70,000円未満である世帯	8,300	7,300	7,200
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が70,000円以上86,000円未満である世帯	9,400	9,300	9,200
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が86,000円以上123,000円未満である世帯	13,600	10,900	10,800
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が123,000円以上160,000円未満である世帯	17,800	12,700	12,600
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	21,500	14,300	14,200
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	23,600	15,800	15,700
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	25,500	17,000	16,900
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	27,500	18,200	18,000
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	29,200	19,500	18,000
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上270,000円未満である世帯	31,000	20,700	18,000
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上280,000円未満である世帯	32,500	21,600	18,000
	13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上290,000円未満である世帯	34,200	22,600	18,000
	14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が290,000円以上300,000円未満である世帯	35,700	22,600	18,000

15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上310,000円未満である世帯	37,200	22,600	18,000
16	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が310,000円以上320,000円未満である世帯	38,500	22,600	18,000
17	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上330,000円未満である世帯	40,000	22,600	18,000
18	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が330,000円以上370,000円未満である世帯	43,400	22,600	18,000
19	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が370,000円以上410,000円未満である世帯	48,900	22,600	18,000
20	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が410,000円以上450,000円未満である世帯	53,700	22,600	18,000
21	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が450,000円以上490,000円未満である世帯	57,500	22,600	18,000
22	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上560,000円未満である世帯	61,800	24,200	19,300
23	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上630,000円未満である世帯	66,100	25,900	20,600
24	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が630,000円以上700,000円未満である世帯	70,400	27,600	22,000
25	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上である世帯	74,700	29,300	23,400

備考

- 1 3歳児又は3歳未満児として入所した子どもについては、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第2 基本保育料（保育必要量が1日当たり8時間まで）（第6条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（子ども単位）			
階層区分	定 義	3歳未満児 の場合	3歳児 の場合	4歳以上児 の場合	
		円	円	円	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	0	0	0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	1,800	1,200	1,200
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,300	1,900	1,900
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	3,000	2,600	2,500
D	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上60,000円未満である世帯	6,500	5,500	5,500
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上70,000円未満である世帯	8,100	7,100	7,000
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が70,000円以上86,000円未満である世帯	9,200	9,100	9,000
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が86,000円以上123,000円未満である世帯	13,300	10,700	10,600
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が123,000円以上160,000円未満である世帯	17,400	12,400	12,300
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	21,100	14,000	13,900
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	23,100	15,500	15,400
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	25,000	16,700	16,600
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	27,000	17,800	17,600
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	28,700	19,100	17,600
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上270,000円未満である世帯	30,400	20,300	17,600
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上280,000円未満である世帯	31,900	21,200	17,600
	13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上290,000円未満である世帯	33,600	22,200	17,600
	14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が290,000円以上300,000円未満である世帯	35,000	22,200	17,600
	15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上310,000円未満である世帯	36,500	22,200	17,600

16	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が310,000円以上320,000円未満である世帯	37,800	22,200	17,600
17	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上330,000円未満である世帯	39,300	22,200	17,600
18	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が330,000円以上370,000円未満である世帯	42,600	22,200	17,600
19	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が370,000円以上410,000円未満である世帯	48,000	22,200	17,600
20	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が410,000円以上450,000円未満である世帯	52,700	22,200	17,600
21	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が450,000円以上490,000円未満である世帯	56,500	22,200	17,600
22	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上560,000円未満である世帯	60,700	23,700	18,900
23	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上630,000円未満である世帯	64,900	25,400	20,200
24	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が630,000円以上700,000円未満である世帯	69,200	27,100	21,600
25	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上である世帯	73,400	28,800	23,000

備考

- 1 3歳児又は3歳未満児として入所した子どもについては、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第3 延長保育料（月を単位とする利用）（第7条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（子ども単位）			
階層区分	定 義	3歳未満児 の 場 合	3 歳 児 の 場 合	4歳以上児 の 場 合	
		円	円	円	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	0	0	0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	600	600	600
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	600	600	600
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	600	600	600
D	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上60,000円未満である世帯	900	900	900
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上70,000円未満である世帯	900	900	900
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が70,000円以上86,000円未満である世帯	900	900	900
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が86,000円以上123,000円未満である世帯	1,300	1,300	1,300
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が123,000円以上160,000円未満である世帯	1,700	1,300	1,300
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	2,100	1,300	1,300
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	2,300	1,500	1,500
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	2,500	1,700	1,600
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	2,700	1,800	1,800
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	2,900	1,900	1,800
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上270,000円未満である世帯	3,100	2,000	1,800
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上280,000円未満である世帯	3,200	2,100	1,800
	A階層を除き当年度分の区市町村民税が課税となる世帯				
	13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上290,000円未満である世帯	3,400	2,200	1,800
	14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が290,000円以上300,000円未満である世帯	3,500	2,200	1,800
	15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上310,000円未満である世帯	3,700	2,200	1,800

16	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が310,000円以上320,000円未満である世帯	3,800	2,200	1,800
17	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上330,000円未満である世帯	4,000	2,200	1,800
18	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が330,000円以上370,000円未満である世帯	4,300	2,200	1,800
19	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が370,000円以上410,000円未満である世帯	4,800	2,200	1,800
20	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が410,000円以上450,000円未満である世帯	5,300	2,200	1,800
21	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が450,000円以上490,000円未満である世帯	5,700	2,200	1,800
22	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上560,000円未満である世帯	6,100	2,600	2,100
23	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上630,000円未満である世帯	6,600	2,600	2,100
24	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が630,000円以上700,000円未満である世帯	7,000	2,600	2,100
25	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上である世帯	7,400	2,600	2,100

備考

- 1 3歳児又は3歳未満児として入所した子どもについては、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第4 延長保育料（日を単位とする利用）（第7条関係）

階 層 区 分	1時間当たり (子ども単位)
A階層及びB階層に属する世帯	0円
C階層及びD1階層からD3階層までの階層に属する世帯	100円
D4階層からD7階層までの階層に属する世帯	200円
D8階層からD14階層までの階層に属する世帯	300円
D15階層からD25階層までの階層に属する世帯	400円

備考

- 1 この表において「階層区分」とは、別表第1及び別表第2における階層区分をいう。
- 2 1時間に満たない端数は、これを1時間とする。

別表第5 幼児教育保育料（第8条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（子ども単位）			
階層区分	定義	幼児教育に要する費用		給食費	
		第1子の子ども	第2子以降の子ども		
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	円 0	円 0	円 0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯及び当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0	0	0	
C	A階層を除き当年度分の区市町村民税の所得割が課税となる世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下である世帯	2,100 3月分のみ1,660	0	0
		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円を超え10,000円以下である世帯	3,100 3月分のみ3,050	0	0
		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超え50,000円以下である世帯	6,200 3月分のみ6,100	0	0
		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円を超える世帯	6,200 3月分のみ6,100	0	5,000 8月分のみ0

備考

- 1 この表において「第1子の子ども」とは、「第2子以降の子ども」に該当しない子どもをいう。
- 2 この表において「第2子以降の子ども」とは、次に掲げる子どもその他これらに準ずる子どもとして区規則で定める者をいう。
 (1) 生計を一にする世帯に属する2人以上の子どもに幼児教育を実施している場合における当該子どものうち最年長の子ども以外の子ども（最年長の子どもが2人以上いる場合は、そのうち1人を除く子どもを含む。）
 (2) 幼児教育を実施している子どもの兄又は姉（当該子どもと生計を一にする世帯に属する者に限る。）1人以上が小学校の第1学年から第3学年までに在学している場合における当該子ども
- 3 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 4 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 5 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第6 預かり保育料（第9条関係）

階 層 区 分	徴収日額（子ども単位）	
	預かり保育に 要する費用	給食費 （8月のみ）
A階層及びB階層に属する世帯	0円	0円
C1階層からC3階層までの階層に属する世帯	650円	0円
C4階層に属する世帯	650円	250円

備考 この表において「階層区分」とは、別表第5における階層区分をいう。

別表第7 一時保育料（第12条関係）

一時保育を実施する時間	徴収額（子ども単位）	
	一時保育料	
午前7時15分から午後10時まで	5時間以下の場合	1,500円
	5時間を超える場合	3,000円
午後6時15分から午後10時まで	上記に加え 1時間当たり	400円

備考 午後6時15分から午後10時までの時間で一時保育を実施する場合において、1時間に満たない端数は、これを1時間とする。

（説明）

芝浦アイルランドこども園を就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づく認定こども園とするため、本案を提出いたします。

議案第六十三号

港区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

港区女性福祉資金貸付条例（昭和五十年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。
第十八条中「十・七五パーセント」を「五パーセント」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の港区女性福祉資金貸付条例第十八条の規定は、平成二十七年四月一日以後の期間に係る延滞利子の計算について適用し、同日前の期間に係る延滞利子の計算については、なお従前の例による。

（説明）

女性福祉資金貸付事業の適正な運用を図るため、延滞利子の利率を引き下げる必要があるの
で、本案を提出いたします。

議案第64号

平成27年度

港区一般会計補正予算（第2号）

平成27年度港区一般会計補正予算（第2号）

平成27年度港区の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ246,330千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115,303,584千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月10日提出

港 区 長 武 井 雅 昭

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		12,718,554	2,901	12,721,455
	1 国庫負担金	7,851,103	2,901	7,854,004
14 都支出金		5,982,282	2,552	5,984,834
	1 都負担金	1,992,703	1,450	1,994,153
	2 都補助金	3,103,285	1,102	3,104,387
16 寄附金		86,848	126,252	213,100
	1 寄附金	86,848	126,252	213,100
17 繰入金		1,134,555	55,327	1,189,882
	1 基金繰入金	1,134,555	55,327	1,189,882
18 繰越金		1,031,498	5,239	1,036,737
	1 繰越金	1,031,498	5,239	1,036,737
19 諸収入		2,152,660	54,059	2,206,719
	7 雑入	1,293,622	54,059	1,347,681
歳入合計		115,057,254	246,330	115,303,584

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 民生費		43,708,222	7,358	43,715,580
	2 児童福祉費	24,274,334	7,358	24,281,692
5 衛生費		4,886,221	4,602	4,890,823
	1 保健衛生費	4,886,221	4,602	4,890,823
7 土木費		16,669,409	234,370	16,903,779
	1 土木管理費	2,967,828	108,118	3,075,946
	2 道路橋りょう費	3,084,165	126,252	3,210,417
歳 出 合 計		115,057,254	246,330	115,303,584

議案第65号

平成27年度

港区介護保険会計補正予算（第2号）

平成27年度港区介護保険会計補正予算（第2号）

平成27年度港区の介護保険会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111,774千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,627,337千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月10日提出

港区長 武井雅昭

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		2,961,715	7,294	2,969,009
	2 国庫補助金	463,222	7,294	470,516
4 支払基金交付金		3,977,177	9,823	3,987,000
	1 支払基金交付金	3,977,177	9,823	3,987,000
5 都支出金		2,116,681	3,645	2,120,326
	2 都補助金	67,184	3,645	70,829
9 繰越金		5,122	91,012	96,134
	1 繰越金	5,122	91,012	96,134
歳入合計		15,515,563	111,774	15,627,337

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金		185,719	47,662	233,381
	1 基金積立金	185,719	47,662	233,381
5 諸支出金		5,122	64,112	69,234
	1 償還金及び還付金	5,122	64,112	69,234
歳 出 合 計		15,515,563	111,774	15,627,337

議案第七十号

工事請負契約の承認について

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

工事請負契約の承認について

左記の工事請負契約の承認を求める。

記

- 一 工事の名称 港区役所庁舎大規模改修工事
- 二 工事の規模 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事
- 三 契約の方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 四 契約金額 七十五億七千三百六十八千円
- 五 契約締結日 契約承認の日
- 六 工期 契約締結の日の翌日から平成三十一年三月五日まで
- 七 契約の相手方 東京都江東区新砂一丁目一番一号

竹中・六興・菱和異業種建設共同企業体

(一) 構成員（代表者・建築工事）

東京都江東区新砂一丁目一番一号

株式会社竹中工務店東京本店

執行役員本店長

相模友行

(二) 構成員（電気設備工事）

東京都港区芝大門一丁目一番三十号

六興電気株式会社

代表執行役

長江洋一

(三) 構成員（機械設備工事）

東京都港区芝大門二丁目十二番八号

菱和・朝日・文化機械設備工事建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都港区芝大門二丁目十二番八号

株式会社テクノ菱和港営業所

営業所長

向井康裕

構成員 東京都港区浜松町一丁目二十五番七号

株式会社朝日工業社本店

構成員

取締役常務執行役員本店長

高橋好夫

東京都港区浜松町一丁目二番十三号江口ビル別館三階

文化興業株式会社東京支店

取締役支店長

菊地達郎

(説明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第二条の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第七十一号

工事請負契約の承認について

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

工事請負契約の承認について

左記の工事請負契約の承認を求める。

記

- 一 工事の名称 港区役所庁舎大規模改修に伴う昇降機設備取替え工事
- 二 工事の規模 昇降機八基の取替え
- 三 契約の方法 随意契約
- 四 契約金額 五億三千七百八十四万円
- 五 契約締結日 契約承認の日
- 六 工期 契約締結の日の翌日から平成三十一年三月五日まで
- 七 契約の相手方 東京都荒川区荒川七丁目十九番一号

三菱電機ビルテクノサービス株式会社

代表取締役

瀬尾孝夫

(説明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第二条の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第七十二号

物品の購入について

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

物品の購入について

左記のとおり物品を購入する。

記

一 購入の目的 図書館システムの更新に係る情報機器の整備

二 物品の種類及び数量 (一) システム端末機 百二十九台

(二) システム端末機用ソフトウェア 一式

(三) プリンター 四十八台

(四) バーコードリーダー 七十七台

(五) 図書館資料自動貸出機 二十四台

(六) ハンディターミナル 三十台

(七) スイッチ

十台

(八) サーバー

二台

三 購入予定価格

八千六百四十一万八千円

四 購入の相手方

東京都港区芝四丁目四番十二号

三信電気株式会社

常務取締役ソリューション営業本部長

鴨 下 光 夫

(説明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第四条の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第七十三号

建物の売払について

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

建物の売払について

左記のとおり建物を売り払う。

記

- 一 売払いの目的 商工会館の処分
- 二 建物の所在 東京都港区海岸一丁目二十番十一
- 三 建物の規模 鉄骨鉄筋コンクリート造地下一階地上六階塔屋二階建のうち六階の一部及び塔屋一階の一部延べ一、四九七・九一平方メートル（共用部分を含む。）
- 四 売払い予定価格 八千六百四十三万二千四百円
- 五 売払いの相手方 東京都

(説明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年港区条例第八号)第四条の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第七十四号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立大平台みなと荘

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

富士急グループJV

山梨県富士吉田市新西原五丁目六番一号ハイランドリゾート株式会社内

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

（説明）

大平台みなと荘の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第七十五号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立南麻布いきいきプラザ

港区立ありすいきいきプラザ

港区立麻布いきいきプラザ

港区立西麻布いきいきプラザ

港区立飯倉いきいきプラザ

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

セントラルスポーツ株式会社

東京都中央区新川一丁目二十一番二号

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

(説明)

南麻布いきいきプラザ等の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第七十六号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立赤坂いきいきプラザ

港区立青山いきいきプラザ

港区立青南いきいきプラザ

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社ピーウォッシュ・太平ビルサービス株式会社共同事業体
東京都豊島区长崎五丁目一番二十三号株式会社ピーウォッシュ内

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

(説明)

赤坂いきいきプラザ等の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第七十七号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立豊岡いきいきプラザ

港区立高輪いきいきプラザ

港区立白金いきいきプラザ

港区立白金台いきいきプラザ

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人奉優会

東京都世田谷区駒沢二丁目十一番三号第二集花園ビル

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

(説明)

豊岡いきいきプラザ等の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第七十八号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立特別養護老人ホーム白金の森

港区立高齢者在宅サービスセンター白金の森

港区立地域包括支援センター白金の森

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人奉優会

東京都世田谷区駒沢二丁目十一番三号第二集花園ビル

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

(説明)

特別養護老人ホーム白金の森等の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第七十九号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立特別養護老人ホーム港南の郷

港区立高齢者在宅サービスセンター港南の郷

港区立地域包括支援センター港南の郷

港区立ケアハウス港南の郷

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会

東京都港区三田一丁目四番十七号

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

(説明)

特別養護老人ホーム港南の郷等の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第八十号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立特別養護老人ホームサン・サン赤坂

港区立高齢者在宅サービスセンターサン・サン赤坂

港区立赤坂子ども中高生プラザ

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人東京聖労院

東京都清瀬市中里五丁目九十一番二

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

(説明)

特別養護老人ホームサン・サン赤坂等の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第八十一号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立南麻布高齢者在宅サービスセンター

港区立南麻布地域包括支援センター

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会

東京都港区三田一丁目四番十七号

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

(説明)

南麻布高齢者在宅サービスセンター等の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第八十二号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立台場高齢者在宅サービスセンター

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

医療法人財団百葉の会

静岡県富士市五貫島百七十五番地

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

（説明）

台場高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第八十三号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立北青山高齢者在宅サービスセンター

港区立北青山地域包括支援センター

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人ノテ福祉会

北海道札幌市清田区真栄四百三十四番地六

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

(説明)

北青山高齢者在宅サービスセンター等の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第八十四号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立芝高齢者在宅サービスセンター

港区立芝地域包括支援センター

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

医療法人財団百葉の会

静岡県富士市五貫島百七十五番地

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

(説明)

芝高齢者在宅サービスセンター等の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第八十五号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立高輪子ども中高生プラザ

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

一般財団法人本所賀川記念館

東京都墨田区東駒形四丁目六番二号

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

（説明）

高輪子ども中高生プラザの指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第八十六号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立精神障害者地域活動支援センター

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人港福会

東京都港区芝浦一丁目十四番八号ベルハイム田町二百一号

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

（説明）

精神障害者地域活動支援センターの指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第八十七号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立公衆浴場ふれあいの湯

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

港区浴場組合

東京都港区南麻布一丁目十五番十一号

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

（説明）

区立公衆浴場の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第八十八号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立区民斎場やすらぎ会館

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

港区葬祭業組合

東京都港区南青山二丁目十八番二号

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

（説明）

区民斎場の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第八十九号

特別区道路線の認定について

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

特別区道路線の認定について

特別区道の路線を次のように認定する。

記

路線番号	起 点	終 点	備 考
第一、一七三号	港区虎ノ門四丁目二十六番三	港区虎ノ門三丁目四十二番八	別紙図面のとおり

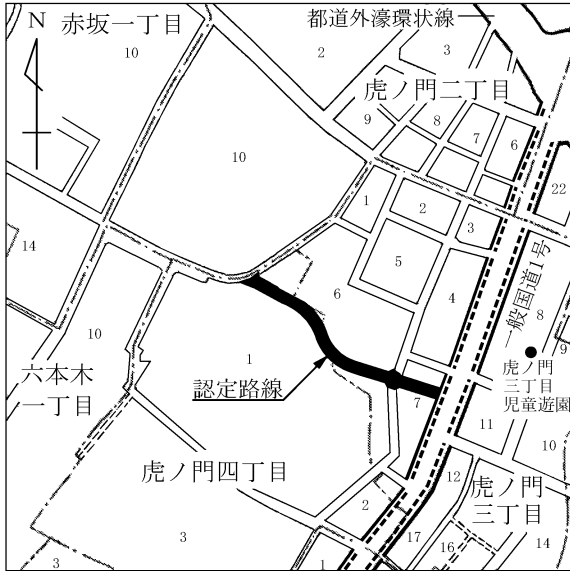
(説明)

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第八条第二項の規定に基づき、本案を提出いたします。

特別区道路線認定略図

港区虎ノ門三丁目及び四丁目地内

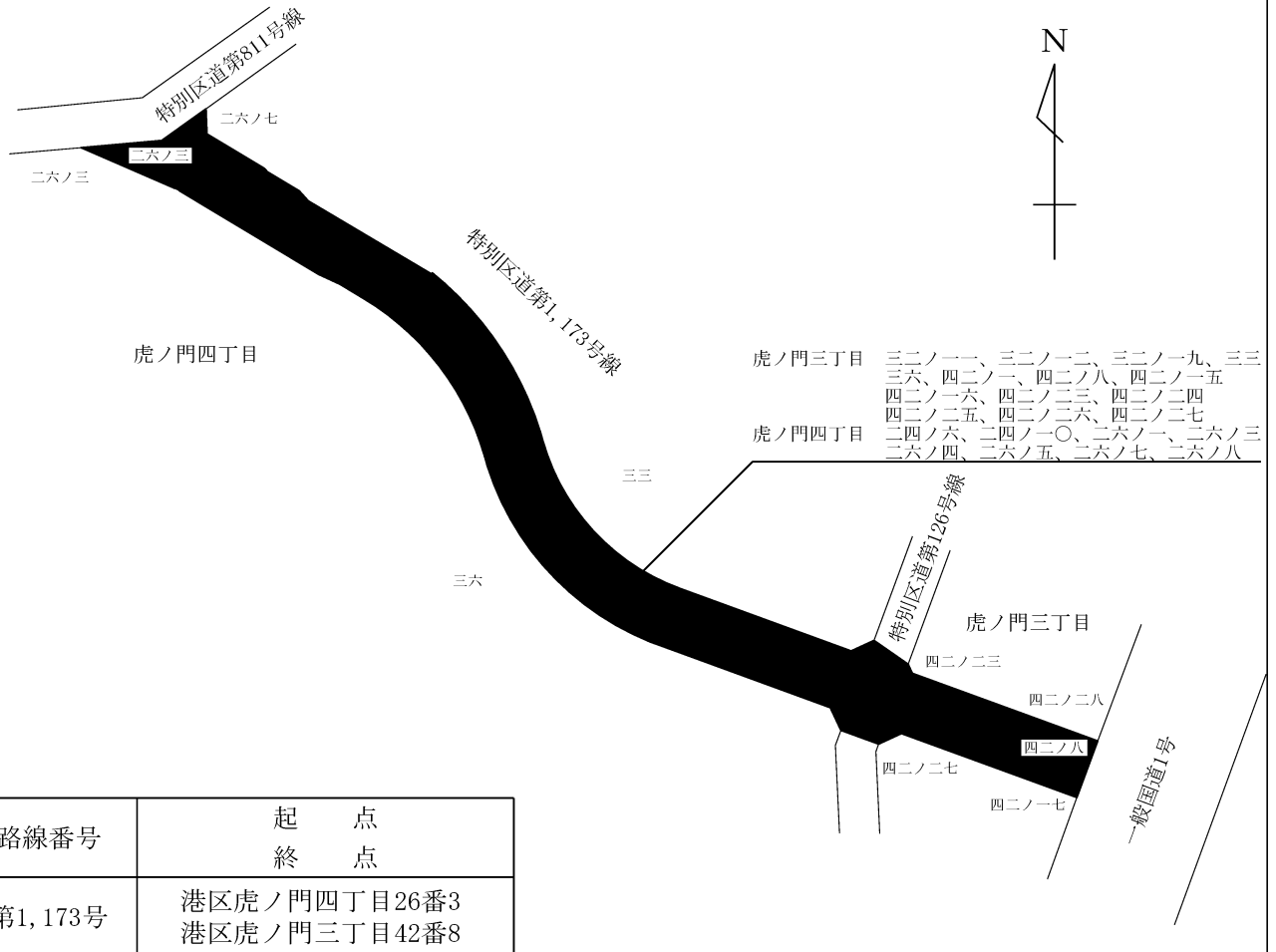
案内図



凡例

- 1 街区番号
- 二六ノ三 地番
- 国道
- 都道
- 特別区道
- 私道
- 認定路線

詳細図



議案第九十号

特別区道路線の廃止について

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

特別区道路線の廃止について

特別区道の路線を次のように廃止する。

記

路線番号	起 点	終 点	備 考
第四三号	港区新橋四丁目一番一先	港区新橋四丁目五番九先	別紙図面のとおり

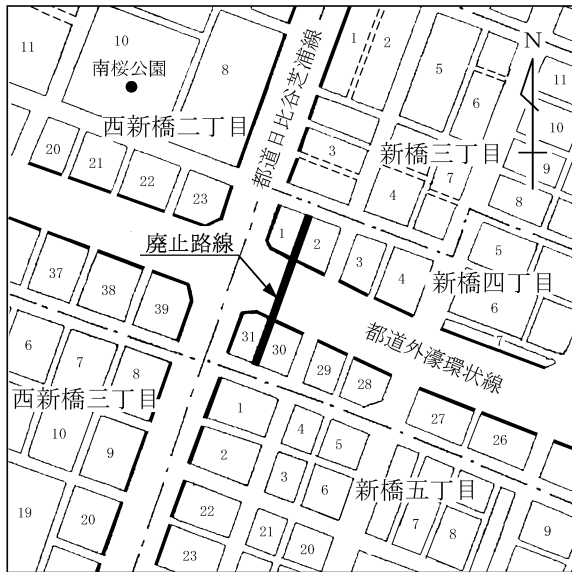
(説明)

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十条第三項の規定に基づき、本案を提出いたします。

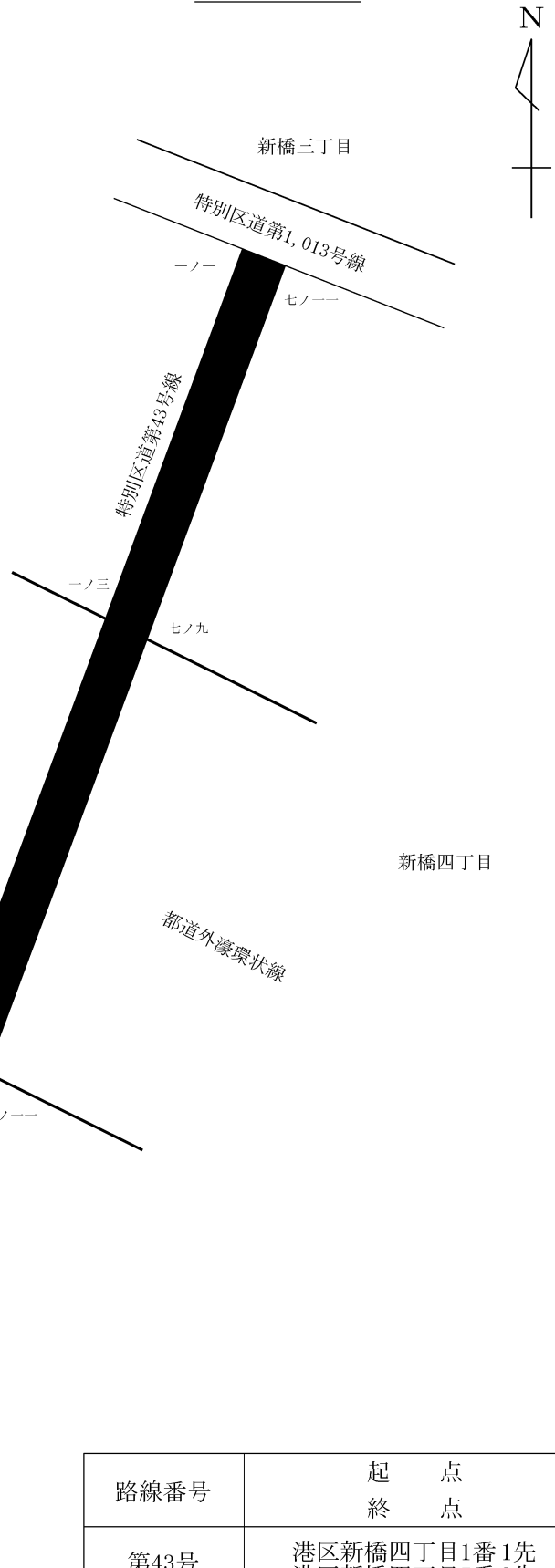
特別区道路線廃止略図

港区新橋四丁目地内

案内図



詳細図



凡例

- 1 街区番号
- 一ノ一 地番
- ==== 都道
- ==== 特別区道
- 私道
- █ 廃止路線

路線番号	起 点 終 点
第43号	港区新橋四丁目1番1先 港区新橋四丁目5番9先

議案第九十一号

特別区道路線の認定について

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

特別区道路線の認定について

特別区道の路線を次のように認定する。

記

路線番号	起 点	終 点	備 考
第一、一七四号	港区新橋四丁目三番四先	港区新橋四丁目五番九先	別紙図面のとおり

(説明)

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第八条第二項の規定に基づき、本案を提出いたします。

特別区道路線認定略図

港区新橋四丁目地内

案内図



詳細図

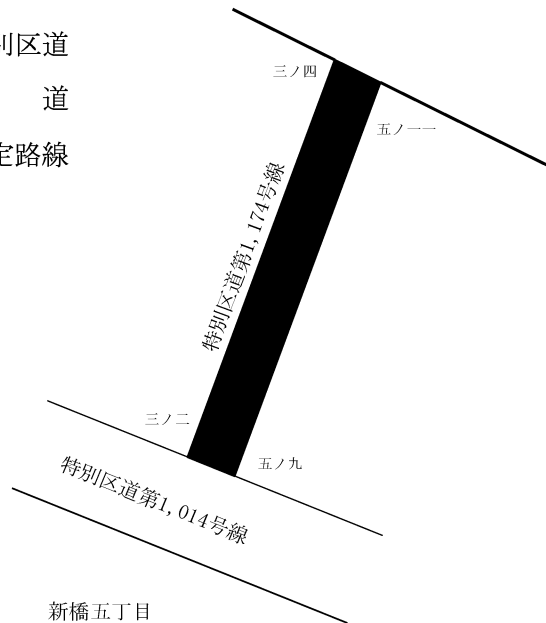


新橋四丁目

凡例

- 30 街区番号
- 三ノ四 地番
- ==== 都道
- ==== 特別区道
- 私道
- █ 認定路線

都道外濠環状線



路線番号	起 点 終 点
第1,174号	港区新橋四丁目3番4先 港区新橋四丁目5番9先

平成26年度

港区一般会計歳入歳出決算書

港区一般会計 歳入

款	項	予算現額	調定額
1 特別区税		72,448,422,000	77,398,880,579
	1 特別区民税	65,979,016,000	70,957,481,482
	2 軽自動車税	51,137,000	63,947,910
	3 特別区たばこ税	6,415,473,000	6,374,355,637
	4 入湯税	2,796,000	3,095,550
2 地方譲与税		413,001,000	430,906,007
	1 自動車重量譲与税	294,000,000	301,878,000
	2 地方揮発油譲与税	119,000,000	129,028,000
	3 地方道路譲与税	1,000	7
3 利子割交付金		1,000,000,000	973,029,000
	1 利子割交付金	1,000,000,000	973,029,000
4 配当割交付金		450,000,000	1,227,808,000
	1 配当割交付金	450,000,000	1,227,808,000
5 株式等譲渡所得割交付金		101,000,000	1,032,677,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	101,000,000	1,032,677,000
6 地方消費税交付金		11,258,000,000	11,430,790,000
	1 地方消費税交付金	11,258,000,000	11,430,790,000
7 自動車取得税交付金		260,000,000	144,491,000
	1 自動車取得税交付金	260,000,000	144,491,000

(注) 1 収入済額欄 () 内は還付未済金

2 △印は収入減を示す。

(単位：円)

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
73,043,984,228 (17,733,266)	748,014,592	3,624,615,025	595,562,228
66,614,310,282 (17,643,466)	745,803,792	3,615,010,874	635,294,282
52,222,759 (89,800)	2,210,800	9,604,151	1,085,759
6,374,355,637	0	0	△ 41,117,363
3,095,550	0	0	299,550
430,906,007	0	0	17,905,007
301,878,000	0	0	7,878,000
129,028,000	0	0	10,028,000
7	0	0	△ 993
973,029,000	0	0	△ 26,971,000
973,029,000	0	0	△ 26,971,000
1,227,808,000	0	0	777,808,000
1,227,808,000	0	0	777,808,000
1,032,677,000	0	0	931,677,000
1,032,677,000	0	0	931,677,000
11,430,790,000	0	0	172,790,000
11,430,790,000	0	0	172,790,000
144,491,000	0	0	△ 115,509,000
144,491,000	0	0	△ 115,509,000

港区一般会計 歳入

款	項	予 算 現 額	調 定 額
8 交通安全対策特別交付金		45,000,000	40,231,000
	1 交通安全対策特別交付金	45,000,000	40,231,000
9 地方特例交付金		58,000,000	52,490,000
	1 地方特例交付金	58,000,000	52,490,000
10 特別区交付金		1,200,001,000	1,955,093,000
	1 特別区財政調整交付金	1,200,001,000	1,955,093,000
11 分担金及び負担金		1,327,387,000	1,286,442,513
	1 負担金	1,327,387,000	1,286,442,513
12 使用料及び手数料		6,520,227,000	6,755,720,514
	1 使用料	5,738,335,000	6,016,940,447
	2 手数料	781,892,000	738,780,067
13 国庫支出金		11,417,520,000	11,698,701,712
	1 国庫負担金	7,611,515,000	7,382,315,816
	2 国庫補助金	3,799,768,000	4,308,687,739
	3 国庫委託金	6,237,000	7,698,157
14 都支出金		6,054,708,000	6,357,626,712
	1 都負担金	2,120,830,000	2,047,584,671
	2 都補助金	3,071,768,000	3,445,415,557
	3 都委託金	862,110,000	864,626,484

(単位：円)

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
40,231,000	0	0	△ 4,769,000
40,231,000	0	0	△ 4,769,000
52,490,000	0	0	△ 5,510,000
52,490,000	0	0	△ 5,510,000
1,955,093,000	0	0	755,092,000
1,955,093,000	0	0	755,092,000
1,224,578,129 (2,700)	4,752,223	57,114,861	△ 102,808,871
1,224,578,129 (2,700)	4,752,223	57,114,861	△ 102,808,871
6,595,420,751	8,973,285	151,326,478	75,193,751
5,857,166,584	8,489,485	151,284,378	118,831,584
738,254,167	483,800	42,100	△ 43,637,833
11,698,701,712	0	0	281,181,712
7,382,315,816	0	0	△ 229,199,184
4,308,687,739	0	0	508,919,739
7,698,157	0	0	1,461,157
6,357,618,712	0	8,000	302,910,712
2,047,584,671	0	0	△ 73,245,329
3,445,407,557	0	8,000	373,639,557
864,626,484	0	0	2,516,484

港区一般会計 歳入

款	項	予 算 現 額	調 定 額
15 財産収入		5,420,221,000	5,805,475,351
	1 財産運用収入	479,771,000	497,049,399
	2 財産売却収入	4,940,450,000	5,308,425,952
16 寄附金		232,845,000	229,161,595
	1 寄附金	232,845,000	229,161,595
17 繰入金		28,411,989,000	28,180,028,000
	1 基金繰入金	28,411,989,000	28,180,028,000
18 繰越金		6,562,234,765	6,562,233,935
	1 繰越金	6,562,234,765	6,562,233,935
19 諸収入		2,550,636,000	4,353,618,822
	1 延滞金、加算金及び過料	119,392,000	147,419,700
	2 特別区預金利子	2,830,000	3,765,811
	3 貸付金元利収入	481,704,000	634,564,272
	4 受託事業収入	171,463,000	192,776,768
	5 収益事業収入	55,766,000	83,430,840
	6 物品売却代金	1,915,000	6,958,900
	7 雑 入	1,717,566,000	3,284,702,531
歳 入 合 計		155,731,191,765	165,915,404,740

(単位：円)

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
5,805,475,351	0	0	385,254,351
497,049,399	0	0	17,278,399
5,308,425,952	0	0	367,975,952
229,161,595	0	0	△ 3,683,405
229,161,595	0	0	△ 3,683,405
28,180,028,000	0	0	△ 231,961,000
28,180,028,000	0	0	△ 231,961,000
6,562,233,935	0	0	△ 830
6,562,233,935	0	0	△ 830
3,574,445,202 (281,125)	9,834,004	769,620,741	1,023,809,202
147,700,825 (281,125)	0	0	28,308,825
3,765,811	0	0	935,811
492,667,239	0	141,897,033	10,963,239
172,667,101	0	20,109,667	1,204,101
83,430,840	0	0	27,664,840
6,958,900	0	0	5,043,900
2,667,254,486	9,834,004	607,614,041	949,688,486
160,559,162,622 (18,017,091)	771,574,104	4,602,685,105	4,827,970,857

港区一般会計 歳出

款	項	予 算 現 額
1 議会費		743,341,000
	1 区議会費	743,341,000
2 総務費		41,000,357,000
	1 総務管理費	36,919,421,000
	2 徴税費	1,487,061,000
	3 戸籍住民基本台帳費	1,339,352,000
	4 選挙費	222,323,000
	5 統計調査費	122,341,000
	6 区民施設費	824,395,000
	7 監査委員費	85,464,000
3 環境清掃費		5,303,643,000
	1 環境費	898,148,000
	2 清掃費	4,405,495,000
4 民生費		42,983,753,000
	1 社会福祉費	15,607,713,000
	2 児童福祉費	21,866,343,000
	3 生活保護費	5,433,950,000
	4 国民年金費	75,747,000
5 衛生費		6,479,934,000
	1 保健衛生費	6,479,934,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
728,442,536	0	14,898,464	14,898,464
728,442,536	0	14,898,464	14,898,464
39,019,817,992	7,058,000	1,973,481,008	1,980,539,008
35,427,533,992	7,058,000	1,484,829,008	1,491,887,008
1,149,433,316	0	337,627,684	337,627,684
1,319,882,022	0	19,469,978	19,469,978
193,646,316	0	28,676,684	28,676,684
101,187,453	0	21,153,547	21,153,547
743,407,035	0	80,987,965	80,987,965
84,727,858	0	736,142	736,142
5,113,543,796	0	190,099,204	190,099,204
775,676,301	0	122,471,699	122,471,699
4,337,867,495	0	67,627,505	67,627,505
41,357,918,703	22,720,000	1,603,114,297	1,625,834,297
14,904,895,936	22,720,000	680,097,064	702,817,064
21,069,144,061	0	797,198,939	797,198,939
5,312,873,498	0	121,076,502	121,076,502
71,005,208	0	4,741,792	4,741,792
6,141,131,234	0	338,802,766	338,802,766
6,141,131,234	0	338,802,766	338,802,766

港区一般会計 歳出

款	項	予 算 現 額
6 産業経済費		2,497,731,665
	1 商工費	2,497,731,665
7 土木費		14,057,552,100
	1 土木管理費	2,153,997,000
	2 道路橋りょう費	3,111,212,100
	3 河川費	56,097,000
	4 公園費	1,191,825,000
	5 都市計画費	2,991,882,000
	6 住宅費	2,926,649,000
	7 建築費	1,625,890,000
8 教育費		33,826,914,000
	1 教育総務費	12,842,190,000
	2 小学校費	9,257,933,000
	3 中学校費	6,266,328,000
	4 校外施設費	218,290,000
	5 幼稚園費	1,121,936,000
	6 社会教育費	2,794,907,000
	7 社会体育費	1,325,330,000
9 公債費		1,470,173,000
	1 公債費	1,470,173,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
2,172,171,213	100,296,906	225,263,546	325,560,452
2,172,171,213	100,296,906	225,263,546	325,560,452
13,185,741,857	0	871,810,243	871,810,243
2,067,577,088	0	86,419,912	86,419,912
2,682,018,918	0	429,193,182	429,193,182
47,813,077	0	8,283,923	8,283,923
941,621,383	0	250,203,617	250,203,617
2,979,334,494	0	12,547,506	12,547,506
2,879,699,546	0	46,949,454	46,949,454
1,587,677,351	0	38,212,649	38,212,649
33,032,831,740	0	794,082,260	794,082,260
12,708,299,220	0	133,890,780	133,890,780
9,037,606,493	0	220,326,507	220,326,507
6,110,693,763	0	155,634,237	155,634,237
185,570,242	0	32,719,758	32,719,758
1,028,242,813	0	93,693,187	93,693,187
2,693,810,329	0	101,096,671	101,096,671
1,268,608,880	0	56,721,120	56,721,120
1,470,170,928	0	2,072	2,072
1,470,170,928	0	2,072	2,072

港区一般会計 歳出

款	項	予 算 現 額
10 諸支出金		7,159,095,000
	1 財政積立金	792,458,000
	2 他会計繰出金	6,366,636,000
	3 土地開発公社費	1,000
11 予備費		208,698,000 (議決額 500,000,000)
	1 予備費	208,698,000 (議決額 500,000,000)
歳 出 合 計		155,731,191,765

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
7,102,078,935	0	57,016,065	57,016,065
792,457,435	0	565	565
6,309,621,500	0	57,014,500	57,014,500
0	0	1,000	1,000
0 (充用額 291,302,000)	0	208,698,000	208,698,000
0 (充用額 291,302,000)	0	208,698,000	208,698,000
149,323,848,934	130,074,906	6,277,267,925	6,407,342,831

歳入歳出差引残額

11,235,313,688 円

うち基金繰入額

5,575,619,391 円

平成26年度

港区国民健康保険事業会計歳入歳出決算書

港区国民健康保険事業会計 歳入

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1 国民健康保険料		7,756,487,000	11,265,949,377
	1 国民健康保険料	7,756,487,000	11,265,949,377
2 一部負担金		4,000	0
	1 一部負担金	4,000	0
3 使用料及び手数料		51,000	110,700
	1 手 数 料	51,000	110,700
4 国庫支出金		5,342,236,000	5,180,576,820
	1 国庫負担金	5,227,777,000	5,132,864,820
	2 国庫補助金	114,459,000	47,712,000
5 療養給付費等交付金		404,932,000	352,144,482
	1 療養給付費等交付金	404,932,000	352,144,482
6 前期高齢者交付金		2,355,761,000	2,352,563,570
	1 前期高齢者交付金	2,355,761,000	2,352,563,570
7 都支出金		1,520,378,000	1,507,766,508
	1 都負担金	189,750,000	177,454,505
	2 都補助金	1,330,628,000	1,330,312,003
8 共同事業交付金		2,624,171,000	2,744,138,385
	1 共同事業交付金	2,624,171,000	2,744,138,385
9 財産収入		5,000	4,420
	1 財産運用収入	5,000	4,420

(注) 1 収入済額欄 () 内は還付未済金

2 △印は収入減を示す。

(単位：円)

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
7,498,079,707 (24,287,999)	680,117,035	3,112,040,634	△ 258,407,293
7,498,079,707 (24,287,999)	680,117,035	3,112,040,634	△ 258,407,293
0	0	0	△ 4,000
0	0	0	△ 4,000
110,700	0	0	59,700
110,700	0	0	59,700
5,180,576,820	0	0	△ 161,659,180
5,132,864,820	0	0	△ 94,912,180
47,712,000	0	0	△ 66,747,000
352,144,482	0	0	△ 52,787,518
352,144,482	0	0	△ 52,787,518
2,352,563,570	0	0	△ 3,197,430
2,352,563,570	0	0	△ 3,197,430
1,507,766,508	0	0	△ 12,611,492
177,454,505	0	0	△ 12,295,495
1,330,312,003	0	0	△ 315,997
2,744,138,385	0	0	119,967,385
2,744,138,385	0	0	119,967,385
4,420	0	0	△ 580
4,420	0	0	△ 580

港区国民健康保険事業会計 歳入

款	項	予 算 現 額	調 定 額
10 繰入金		2,292,547,000	2,292,547,000
	1 繰入金	2,292,547,000	2,292,547,000
11 繰越金		825,623,000	825,623,837
	1 繰越金	825,623,000	825,623,837
12 諸収入		15,763,000	34,075,672
	1 延滞金、加算金及び過料	5,000	0
	2 預金利子	310,000	181,398
	3 雑 入	15,448,000	33,894,274
歳 入 合 計		23,137,958,000	26,555,500,771

(単位：円)

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較	
2,292,547,000	0	0		0
2,292,547,000	0	0		0
825,623,837	0	0		837
825,623,837	0	0		837
13,984,464	5,060,888	15,030,320	△	1,778,536
0	0	0	△	5,000
181,398	0	0	△	128,602
13,803,066	5,060,888	15,030,320	△	1,644,934
22,767,539,893 (24,287,999)	685,177,923	3,127,070,954	△	370,418,107

港区国民健康保険事業会計 歳出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		560,825,000
	1 総務管理費	449,203,000
	2 徴収費	111,622,000
2 保険給付費		14,383,188,000
	1 療養諸費	12,679,295,000
	2 高額療養費	1,450,075,000
	3 移送費	400,000
	4 出産育児諸費	224,393,000
	5 葬祭費	16,030,000
	6 結核・精神医療給付金	12,995,000
3 後期高齢者支援金等		3,336,323,000
	1 後期高齢者支援金等	3,336,323,000
4 前期高齢者納付金等		2,640,000
	1 前期高齢者納付金等	2,640,000
5 老人保健拠出金		106,000
	1 老人保健拠出金	106,000
6 介護納付金		1,592,867,000
	1 介護納付金	1,592,867,000
7 共同事業拠出金		2,741,519,000
	1 共同事業拠出金	2,741,519,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
440,278,175	0	120,546,825	120,546,825
334,151,145	0	115,051,855	115,051,855
106,127,030	0	5,494,970	5,494,970
13,849,685,893	0	533,502,107	533,502,107
12,229,107,696	0	450,187,304	450,187,304
1,377,108,740	0	72,966,260	72,966,260
0	0	400,000	400,000
217,351,558	0	7,041,442	7,041,442
14,700,000	0	1,330,000	1,330,000
11,417,899	0	1,577,101	1,577,101
3,336,115,873	0	207,127	207,127
3,336,115,873	0	207,127	207,127
2,638,267	0	1,733	1,733
2,638,267	0	1,733	1,733
104,853	0	1,147	1,147
104,853	0	1,147	1,147
1,591,221,735	0	1,645,265	1,645,265
1,591,221,735	0	1,645,265	1,645,265
2,624,076,971	0	117,442,029	117,442,029
2,624,076,971	0	117,442,029	117,442,029

港区国民健康保険事業会計 歳出

款	項	予 算 現 額
8 保健事業費		180,835,000
	1 特定健康診査等事業費	170,652,000
	2 保健事業費	10,183,000
9 諸支出金		252,998,000
	1 償還金及び還付金	252,997,000
	2 公債費	1,000
10 予備費		86,657,000 (議決額 100,000,000)
	1 予備費	86,657,000 (議決額 100,000,000)
歳 出 合 計		23,137,958,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
141,930,933	0	38,904,067	38,904,067
133,293,556	0	37,358,444	37,358,444
8,637,377	0	1,545,623	1,545,623
242,021,965	0	10,976,035	10,976,035
242,021,965	0	10,975,035	10,975,035
0	0	1,000	1,000
0 (充用額 13,343,000)	0	86,657,000	86,657,000
0 (充用額 13,343,000)	0	86,657,000	86,657,000
22,228,074,665	0	909,883,335	909,883,335

歳入歳出差引残額
うち基金繰入額

539,465,228 円
0 円

平成26年度

港区後期高齢者医療会計歳入歳出決算書

港区後期高齢者医療会計 歳入

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1 後期高齢者医療保険料		2,776,125,000	2,924,843,103
	1 後期高齢者医療保険料	2,776,125,000	2,924,843,103
2 使用料及び手数料		1,000	0
	1 手 数 料	1,000	0
3 繰 入 金		1,678,114,000	1,678,114,000
	1 繰 入 金	1,678,114,000	1,678,114,000
4 繰 越 金		132,879,000	132,879,367
	1 繰 越 金	132,879,000	132,879,367
5 諸 収 入		80,799,000	93,031,405
	1 延滞金、加算金及び過料	3,000	0
	2 償還金及び還付金	2,630,000	6,575,781
	3 預金利子	118,000	118,884
	4 受託事業収入	78,047,000	80,087,250
	5 雑 入	1,000	6,249,490
歳 入 合 計		4,667,918,000	4,828,867,875

(注) 1 収入済額欄 () 内は還付未済金

2 △印は収入減を示す。

(単位：円)

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
2,782,634,100 (3,893,700)	31,237,300	114,865,403	6,509,100
2,782,634,100 (3,893,700)	31,237,300	114,865,403	6,509,100
0	0	0	△ 1,000
0	0	0	△ 1,000
1,678,114,000	0	0	0
1,678,114,000	0	0	0
132,879,367	0	0	367
132,879,367	0	0	367
93,031,405	0	0	12,232,405
0	0	0	△ 3,000
6,575,781	0	0	3,945,781
118,884	0	0	884
80,087,250	0	0	2,040,250
6,249,490	0	0	6,248,490
4,686,658,872 (3,893,700)	31,237,300	114,865,403	18,740,872

港区後期高齢者医療会計 歳出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		138,636,000
	1 総務管理費	138,636,000
2 広域連合負担金		4,334,174,000
	1 広域連合負担金	4,334,174,000
3 保険給付費		70,136,000
	1 葬 祭 費	70,136,000
4 保健事業費		71,629,000
	1 保健事業費	71,629,000
5 諸支出金		4,500,000
	1 償還金及び還付金	4,500,000
6 予備費		48,843,000 (議決額 50,000,000)
	1 予備費	48,843,000 (議決額 50,000,000)
歳 出	合 計	4,667,918,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
126,530,828	0	12,105,172	12,105,172
126,530,828	0	12,105,172	12,105,172
4,313,609,226	0	20,564,774	20,564,774
4,313,609,226	0	20,564,774	20,564,774
70,101,780	0	34,220	34,220
70,101,780	0	34,220	34,220
69,830,471	0	1,798,529	1,798,529
69,830,471	0	1,798,529	1,798,529
3,872,900	0	627,100	627,100
3,872,900	0	627,100	627,100
0 (充用額 1,157,000)	0	48,843,000	48,843,000
0 (充用額 1,157,000)	0	48,843,000	48,843,000
4,583,945,205	0	83,972,795	83,972,795

歳入歳出差引残額
うち基金繰入額

102,713,667 円
0 円

平成26年度

港区介護保険会計歳入歳出決算書

港区介護保険会計 歳入

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1 介護保険料		2,816,487,000	3,068,837,431
	1 介護保険料	2,816,487,000	3,068,837,431
2 使用料及び手数料		1,000	0
	1 手 数 料	1,000	0
3 国庫支出金		2,914,666,000	2,915,601,859
	1 国庫負担金	2,373,410,000	2,373,409,810
	2 国庫補助金	541,256,000	542,192,049
4 支払基金交付金		3,854,774,000	3,851,391,857
	1 支払基金交付金	3,854,774,000	3,851,391,857
5 都支出金		2,013,656,000	2,013,656,524
	1 都負担金	1,951,996,000	1,951,995,000
	2 都補助金	61,660,000	61,661,524
6 財産収入		105,000	43,933
	1 財産運用収入	105,000	43,933
7 寄 附 金		1,000	0
	1 寄 附 金	1,000	0
8 繰 入 金		2,639,935,000	2,582,927,335
	1 一般会計繰入金	2,395,975,000	2,338,960,500
	2 基金繰入金	243,960,000	243,966,835

(注) 1 収入済額欄 () 内は還付未済金

2 △印は収入減を示す。

(単位：円)

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
2,874,083,684 (4,176,713)	51,716,977	147,213,483	57,596,684
2,874,083,684 (4,176,713)	51,716,977	147,213,483	57,596,684
0	0	0	△ 1,000
0	0	0	△ 1,000
2,915,601,859	0	0	935,859
2,373,409,810	0	0	△ 190
542,192,049	0	0	936,049
3,851,391,857	0	0	△ 3,382,143
3,851,391,857	0	0	△ 3,382,143
2,013,656,524	0	0	524
1,951,995,000	0	0	△ 1,000
61,661,524	0	0	1,524
43,933	0	0	△ 61,067
43,933	0	0	△ 61,067
0	0	0	△ 1,000
0	0	0	△ 1,000
2,582,927,335	0	0	△ 57,007,665
2,338,960,500	0	0	△ 57,014,500
243,966,835	0	0	6,835

港区介護保険会計 歳入

款	項	予 算 現 額	調 定 額
9 繰越金		72,596,000	72,596,106
	1 繰越金	72,596,000	72,596,106
10 諸収入		23,179,000	51,888,638
	1 延滞金、加算金及び過料	6,560,000	12,904,278
	2 預金利子	223,000	203,540
	3 雑 入	16,396,000	38,780,820
11 特別区債		65,352,000	65,352,000
	1 財政安定化基金貸付金	65,352,000	65,352,000
歳 入 合 計		14,400,752,000	14,622,295,683

(単位：円)

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較	
72,596,106	0	0		106
72,596,106	0	0		106
24,729,658	24,285,608	2,873,372		1,550,658
6,557,568	5,470,522	876,188	△	2,432
203,540	0	0	△	19,460
17,968,550	18,815,086	1,997,184		1,572,550
65,352,000	0	0		0
65,352,000	0	0		0
14,400,382,956 (4,176,713)	76,002,585	150,086,855	△	369,044

港区介護保険会計 歳出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		691,388,000
	1 総務管理費	691,388,000
2 保険給付費		13,179,844,000
	1 介護サービス等諸費	13,179,844,000
3 地域支援事業費		388,786,000
	1 介護予防事業費	194,393,000
	2 包括的支援事業費	194,393,000
4 基金積立金		41,223,000
	1 基金積立金	41,223,000
5 諸支出金		99,511,000
	1 償還金及び還付金	99,511,000
歳 出	合 計	14,400,752,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
641,008,125	0	50,379,875	50,379,875
641,008,125	0	50,379,875	50,379,875
13,134,619,264	0	45,224,736	45,224,736
13,134,619,264	0	45,224,736	45,224,736
388,213,936	0	572,064	572,064
194,390,858	0	2,142	2,142
193,823,078	0	569,922	569,922
41,165,991	0	57,009	57,009
41,165,991	0	57,009	57,009
99,240,653	0	270,347	270,347
99,240,653	0	270,347	270,347
14,304,247,969	0	96,504,031	96,504,031

歳入歳出差引残額

96,134,987 円

うち基金繰入額

0 円

議案第九十六号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十七年十月六日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立芝浦アイランドこども園

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人東京YMCA

東京都江東区東陽二丁目二番二十号

三 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

（説明）

芝浦アイランドこども園の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。